	広島県安芸郡坂町	図面に示す部分に限る。）、新町（次の図面に示す部分に限る。）、月見町、つくも町、中店（次の図面に示す部分に限る。）、西明神町、東海田（次の図面に示す部分に限る。）、東昭和町、南幸町、日の出町、南堀川町、南昭和町、南つくも町、南本町、南堀川町、南大正町及び明神町
	一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	北新地二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに北新地二丁目及び四丁目以外の次の図面に示す地域 一　北緯三十四度二十一分二十秒、東経百三十二度三十分五十三秒の点 二　北緯三十四度二十一分四十五秒、東経百三十二度三十分五十三秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百十六　陸上自衛隊山口駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
山口県山口市	山口県山口市	山口県山口市
上宇野令七百八十四番地	上宇野令及び宮野下（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	石観音町、後河原、江良一丁目から三丁目まで、円政寺、円政寺町、大市町、大内御堀（次の図面に示す部分に限る。）、大内御堀一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大手町、大殿大路、折本一丁目及び二丁目、宇野令（次の図面に示す部分に限る。）、上竪小路、金古曽町、木町、桜畠一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、下竪小路、諸願小路、新馬場、錦小路、惣太夫町（次の図面に示す部分に限る。）、天花一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、道祖町、堂の前町、中市町、七尾台、中河原、中河原町（次の図面に示す部分に限る。）、東山二丁目、平野一丁目から三丁目まで、古熊一丁目から三丁目まで、緑ヶ丘、宮野下（次の図面に示す部分に限る。）並びに八幡馬場

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百十七　陸上自衛隊徳島駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
徳島県阿南市	徳島県阿南市	徳島県小松島市	徳島県阿南市
那賀川町小延四百十三番地一	那賀川町江野島、那賀川町小延及び那賀川町島尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	坂野町岡ノ下（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町加内（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町喜来（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町春日（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町神長（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町経塚（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町境（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町高野、坂野町シヅ田（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町シヤウ内（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町紫蘭、坂野町高塚（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町竹の花、坂野町天神前、坂野町豊田、坂野町坂野、坂野町坂野東、坂野町坂野房、坂野町坂野松コロ、坂野町坂野向原及び坂野町宮ノ東（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町柳瀬	那賀川町今津浦、那賀川町今津宮面（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島網干（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島大久保（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島塩上ケ崎（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島向原（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町黒地（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町江野島（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町今津浦喜来（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島大久保（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島塩上ケ崎（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島向原（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町黒地（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町江野島（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町小延（次の図面に示す部分に限る。）及び那賀川町八幡前大久保島尻（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町八幡前川（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町豊野
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十三度五十九分二秒、東経百三十四度三十九分十七秒の点 二　北緯三十三度五十八分四十四秒、東経百三十四度三十九分三十五秒の点 三　北緯三十三度五十八分二十九秒、東経百三十四度三十九分四十秒の点 四　北緯三十三度五十八分十九秒、東経百三十四度三十九分四十二秒の点